

(仮称) 次期堺市教育振興基本計画策定懇話会開催要綱

令和 7 年 4 月 1 日制定

1 目 的

(仮称) 次期堺市教育振興基本計画(教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 17 条第 2 項に規定する基本的な計画をいう。)の策定に当たり、有識者、市民等から広く意見を聴取するため、(仮称) 次期堺市教育振興基本計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) (仮称) 次期堺市教育振興基本計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の教育の現状、課題及び方向性に関する事項

3 構 成

懇話会は、次に掲げる者のうち、教育長が依頼する 10 人以内の者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 堺市 P T A 協議会から選出された者
- (3) 堺市こども会育成協議会から選出された者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

4 座 長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議(以下単に「会議」という。)は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5 関係者の出席

教育長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議の公開

- (1) 会議は、公開するものとする。
- (2) 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、堺市懇話会の傍聴に関する要綱(令和 2 年制定)の規定を準用する。

7 会議録

教育長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した構成員の氏名
- (3) 会議の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

8 開催期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間とする。

9 庶務

懇話会の庶務は、教育政策課において行う。